

国海査第 161 号の 2  
平成 20 年 7 月 2 日

(社)日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局  
検査測度課長 森 雅人



船舶検査の方法の一部改正について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から船舶安全行政に対し、ご理解を賜りありがとうございます。

さて、今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。

## 船舶検査の方法の一部改正について

### 1. 経緯

今般、国際海事機関（IMO）では各種海難事故を契機として SOLAS 条約附属書 II - 1 章（構造等）、II - 2 章（防火等）及び III 章（救命設備）等の改正が行われ、本年 7 月 1 日より発効した。これにともない、我が国ではこれを船舶安全法各技術基準省令及び関係告示等に取り入れたところである。また、航海用レーダー及び VDR 等航海用具の性能基準の改正も併せて行われており、関係告示等を改正したところである。

一方、上記とは別に地方運輸局等及び関係団体からは当課に対し、現行規制に関する緩和要望が提出されているところである。

これらに対し、当課では関係法令の改正に適應した検査の方法の改正及び安全性に影響をおよぼさないと判断される一部について現行規制を緩和することとする。

### 2. 改正の内容

- (1) 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防しよく塗装に関する検査方法の制定
- (2) 救命設備の整備方法の改正
- (3) 輸入艇の機関の検査方法の改正
- (4) 航海用レーダー及び VDR 等の船舶とう載時及び整備方法の改正
- (5) その他所要の改正を行う。

### 3. 適用時期

VDR 及び S-VDR については平成 20 年 6 月 1 日から、その他については平成 20 年 7 月 1 日から適用する。